

**教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「指定管理者の指定について（沖縄県立石川青少年の家）」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立玉城青少年の家）」に対する意見**

生涯学習振興課

**1 概要**

令和5年第4回沖縄県議会に知事が提出した議案「指定管理者の指定について（沖縄県立石川青少年の家）」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立玉城青少年の家）」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年11月20日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

**2 「指定管理者の指定について（沖縄県立石川青少年の家）」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立玉城青少年の家）」案の概要**

- (1) 沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家の管理は、地方自治法第244条の2第6項及び沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条に基づき、平成23年4月から指定管理者が行っている。
- (2) 現指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日に満了することから、令和6年4月1日からの新たな指定管理者の指定を行う必要がある。
- (3) 「沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会」の答申に基づき、指定管理者となる団体が選定された。

乙第16号議案

公の施設の名称：沖縄県立石川青少年の家

指定管理者となる団体：公益社団法人うるま市シルバー人材センター  
うるま市字川崎468番地

指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



乙第17号議案

公の施設の名称：沖縄県立玉城青少年の家

指定管理者となる団体：沖縄じんぶんの杜共同企業体

代表者 一般社団法人沖縄じんぶん考房

那覇市首里池端町34番地2F

構成員 特定非営利活動法人1万人井戸端会議

那覇市繁多川4丁目1番35-301号宮城  
荘B

指定の期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



**3 臨時代理した意見の内容**

議案「指定管理者の指定について（沖縄県立石川青少年の家）」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立玉城青少年の家）」について、異議がない旨を回答した。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立石川青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 うるま市字川崎468番地  
公益社団法人うるま市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 沖縄じんぶんの杜共同企業体  
代表者 那覇市首里池端町34番地2F 一般社団法人沖縄じんぶん考  
房  
那覇市繁多川4丁目1番35-301号宮城荘B 特定非営利活  
動法人1万人井戸端会議
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。